

## 令和3年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領

### 1 趣旨

愛媛県では、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、将来的に大規模な6次産業化等に取り組み、他の事業者の目標となり、県産品の知名度向上に資する6次産業化トップランナーを育成・支援していくため、これらに係る取組みを広く公募し、その取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

### 2 対象事業者

次の各号に該当する者。

- (1) 次の①～③のいずれかに該当する者であって、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品開発または既存商品のブラッシュアップにチャレンジしようとする者
  - ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者
  - ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
  - ③ 愛媛県内の農林水産業関係団体
- (2) 次の①～②のいずれにも該当する者
  - ① 当該事業実施年度に他の補助金を活用した6次産業化関係の取組予定がない者
  - ② 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）
- (3) 次の①～⑨のいずれかに該当する者
  - ① 愛媛6次産業化サポートセンターによるサポートを受けている者
  - ② 6次産業化戦略を策定している又は策定中の市町内において農林水産業を営む者
  - ③ 愛媛県が主催する6次産業化人材育成研修を受講した者
  - ④ 愛媛県が主催するみかんジュースコンクールに出品した者
  - ⑤ 愛媛県が実施する「えひめの『すご6』商品プロモーション事業」に参加する者
  - ⑥ 愛媛県が実施する「6次産業化県内サポーター拡大事業」に参加した者
  - ⑦ えひめ6次産業化推進チームの構成組織によるサポートを受けている者
  - ⑧ 過去に6次産業化チャレンジ総合支援事業の補助を受けた者
  - ⑨ 平成30年7月豪雨により生業に被害を受けた者で、6次産業化によって復興を目指す者

### 3 対象事業、対象経費

6次産業化にチャレンジするために実施する取組み及び必要な機械等の整備であって、次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費。ただし、過去に6次産業化チャレンジ総合支援事業の補助を受けて開発した新商品のブラッシュアップは1回までとする。

(1) ソフト事業	① 会議の開催	・新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催など
	② 調査・検討	・市場調査（アンケート、モニター調査等）、商品のブラッシュアップの検討など
	③ 新商品開発	・試作品又は新商品の製造、成分分析等検査、パッケージデザインの開発など
	④ 販路開拓	・商談会等への出展、ポスター・パンフレットの作成など
	⑤ その他、6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み	
(2) ハード事業	機械等の整備	・1の機械等あたりの取得価額が10万円を超え、かつ、ソフト事業の実施に合わせて真に取得する必要があるもの

(注) 新商品には、既存商品のブラッシュアップを含む。

#### 4 助成率、助成限度額

助成率は、補助対象経費の2分の1以内とします。

助成額は、1事業者につき200万円を限度とします。ただし、ハード事業に関する助成額は、100万円を限度とします。

なお、領収書等により支払事実の証明ができない経費は補助対象経費となりません。

##### (1) ソフト事業

- ① 応募事業者（グループのメンバーを含む。）に対する謝金は、対象経費と認めません。
- ② 旅費に関し、日当等の実費以外の費用は認めません。また、日報等、本事業に関する業務に従事したことが確認できる書類が確認できなければ、旅費を対象経費と認めません。
- ③ 新商品の開発等において、応募事業者（グループのメンバーを含む。）の農林水産物等を購入しても、対象経費と認めません。
- ④ 機械等のリース経費は、ソフト事業の経費とすること。
- ⑤ 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。

##### (2) ハード事業

- ① 土地取得経費は認めません。
- ② 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。

#### 5 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和4年3月31日まで。

(注) 補助事業に係る経費は、交付決定日以後に着手した取組みでなければ認めません。

#### 6 応募方法（提出書類・提出先）

提出書類 令和3年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業提案書

提出先 愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ

#### 7 募集期間

令和3年4月26日（月）～5月21日（金）17時締切

- (注)
- ・今回募集分の審査・採択結果によっては、追加募集を行う場合もあります。
  - ・追加募集を実施する場合は、「県ホームページ（農山漁村の6次産業化の推進）」及び「ろくじすとクラブフェイスブック」にて告知します。

#### 8 審査方法

応募のあった事業については、県による訪問ヒアリング等を実施後、県の設置する審査会で、以下の基準に基づく審査を行い、補助対象事業を決定します。

計画性	事業スケジュールについて
	自らの農林水産物の活用方法について
	事業経費の妥当性について
	市場性について
	競合する商品について
事業の遂行能力及び継続性	事業の遂行能力について
	補助期間終了後の事業の継続性について
成果目標	成果目標の設定内容について
補助の効果	事業実施主体の経営規模等について
	他の事業者等との連携等による地域波及効果について

#### 9 結果の通知

審査の結果については、応募のあった全ての事業者に文書でお知らせします。

## 10 その他

- (1) 補助対象事業として採択された場合は、愛媛6次産業化サポートセンターに登録されている6次産業化プランナーによる支援を受けることが可能です。(ただし、支援回数には上限が設定されます)
- (2) 補助金の交付年度終了後の3年間(令和4～6年度)、各年度における補助事業の成果について報告していただきます。

## 11 問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ(西脇、平野、重松)

TEL : 089-912-2514 FAX : 089-946-4584 E-mail : nousei@pref.ehime.lg.jp

書類作成に関する御不明な点へのお問い合わせには、最寄りの「**6次産業化の推進に関する県担当窓口**」を御利用ください。

窓口一覧の参照先→ <http://www.pref.ehime.jp/h35100/6jisangyou.html>

## 【最寄りの県相談窓口のご案内】

窓口担当部署	所在地	電話番号
東予地方局産地戦略推進室	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7322
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7438
東予地方局森林林業課四国中央森林林業振興班	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号	0896-23-2393
東予地方局水産課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-6743
東予家畜保健衛生所指導課	西条市氷見乙 2025	0897-57-9122
今治支局産地戦略推進室	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-23-2570
今治支局森林林業課	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-25-2193
今治支局水産課	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-36-1983
東予家畜保健衛生所今治支所	今治市別宮町 9 丁目 1 番 50 号	0898-22-0430
中予地方局産地戦略推進室	松山市北持田町 132 番地	089-909-8763
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8767
中予地方局久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万 571 番地の 1	0892-21-1265
中予地方局水産課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8768
中予家畜保健衛生所指導課	東温市田窪 743 番地 1	089-990-1333
南予地方局産地戦略推進室	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-28-6147
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-3163
南予地方局森林林業課愛南森林林業振興班	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-0931
南予地方局水産課	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-28-6148
南予地方局愛南水産課	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1322
南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市高串字丁田 1 番耕地	0895-22-1294
八幡浜支局産地戦略推進室	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-23-0163
八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-22-2031
肱川流域林業振興課	大洲市東大洲 174	0893-24-4131
八幡浜支局水産課	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-24-3307
南予家畜保健衛生所指導課	八幡浜市五反田 1 番耕地 18 番地 3	0894-22-0328

【事業総合窓口】 農政課 6 次産業化推進グループ（県庁内）

089-912-2514

令和3年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業提案書

1 事業実施主体の概要

(ふりがな) 氏名 (又は団体名)		
※ 団体の場合 代表者の職・氏名		
住所 (又は所在地)		〒 愛媛県
公募要領2(3)の 該当項目		
消費税課税事業者の 該当		該 当 ・ 非該当
※ 企業の場合 資本金の額		
※ 企業の場合 常時使用する従業員数 (令和3年4月1日時点)		
他の補助金を活用した 6次産業化関係の取組予定		あり ( ) なし
連絡先	固定電話	
	携帯電話	
	FAX 番号	
	E-mail	

注1 押印の必要はありません。

注2 団体・グループの場合は、その概要がわかる資料(会則・規約・定款等及び構成員名簿)を添付すること

注3 愛媛県が課税するすべての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する書類(納税証明書)を添付すること

2 事業の概要

事業名		
事業実施の目標	販売開始時期	
	販売先	
	生産量	
事業内容	商品の説明 (特長、価格、内容量) など	
	農林水産物の 活用方法	
	ソフト事業の 実施内容	

	ハード事業の 実施内容		
商品の市場性			
競合商品の有無			
事業実施予定場所			
事業実施体制及び 進捗管理方法			
今年度のスケジュール  〔 6月下旬に交付決定・ 事業着手を想定 〕	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
3月			
期待される効果	地域の特産物の活用		
	地域の事業者等との連携		
今後の展望	令和 4年度	生産体制等	
		売上目標	

	令和 5年度	生産体制等	
		売上目標	
	令和 6年度	生産体制等	
		売上目標	

### 3 収支予算書

#### (1) 収入の部

区 分		予算額 (円)
県補助金=①+② (ただし、上限 200 万円)		
内 訳	① ソフト事業 (上限 200 万円。千円未満切り捨て)	
	② ハード事業 (上限 100 万円。千円未満切り捨て)	
自己資金=③+④		
内 訳	③ 預貯金、現金等	
	④ 借入金、その他	
計		

注1 県補助金の上限額は、①と②それぞれの上限額の合計 300 万円ではなく 200 万円となるので、注意すること。

注2 県補助金は、消費税課税事業者にあつては、税抜事業費を計算根拠とするので注意すること。

#### (2) 支出の部

事業種目	事業内容	内 訳		事業費 (円)
		内 訳	金額(円)	
ソフト事業	会議の開催			
	調査・検討			
	新商品開発			
	販路開拓			
	その他6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み			
ハード事業	機械等の整備			

税抜事業費	小計	
消費税額	計	
事業費	合計	

注1 内訳欄には、取組方針及び当該取組みに要する経費（積算内訳）を記載すること。

注2 ハード事業については、概要がわかる資料（カタログ、設計図、見積書など）及び2以上の事業者から徴した見積書を添付すること。